

大磯町議会議員ソーシャルメディア運用ガイドライン

令和7年1月16日
議会運営委員会

1 目的

近年、ソーシャルメディア（以下、「SNS」という。）は誰もが気軽に利用できる情報発信・情報共有のプラットフォームとして急激に普及し、現代社会においては必要不可欠なツールとして、今後も活用拡大の一途が続くと想定される。

大磯町議会基本条例には、「情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより」と議会広報の充実が明記され、議会としても議員個人としてもSNSの積極的な活用が求められている。

しかし、不確実な情報や誤解を招く情報を発信した結果、一度発信した情報は、訂正をしたとしても完全に削除することが困難になるなど、その後のトラブルが限りなく続く状況になることが懸念される。

このため、大磯町議会議員として、SNSを利用し情報を発信する場合の留意すべき「運用ガイドライン」を策定し、その責任と自覚の上でのSNS活用を促すことを目的とする。

2 定義

SNS（ソーシャルメディア）とは、Facebook、Instagram、LINE、TikTok、X（旧 Twitter）、YouTube など、インターネットを利用して情報発信及び情報共有する情報伝達媒体をいう。

3 留意すべき事項

- (1) 大磯町議会基本条例の趣旨を踏まえ、大磯町議会議員としての自覚と責任を持つこと。
- (2) 関係法令を順守し、個人情報の取り扱いには十分留意すること。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権及び著作権等に十分留意すること。
- (4) 情報を発信する際には、正確を期すのは勿論のこと、誤解を招くことのないよう努めること。
- (5) 発信した情報により、意図の如何に関わらず他者を傷つけた場合や誤解を生じさせた場合及び攻撃的な反応があった場合は、冷静かつ誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。
- (6) 議会や町の公式発表を考慮するなど、適切な時期に情報を発信すること。
- (7) 一度公開された情報は、完全に削除することが困難であることを充分認識すること。

4 発信すべきではない情報

- (1) 違法行為または違法行為を煽る情報
- (2) 人種、思想、信条及び宗教等に関し、差別的な表現を含んだ情報、または差別を助長させる情報
- (3) 個人、団体等を誹謗中傷し、名誉または信用を傷つける情報
- (4) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示し、漏洩する等のプライバシーを侵害する情報

- (5) 不正確な噂や噂を助長させる情報
- (6) 町議会の意思形成過程にある情報や職務上知り得た非公開とされている情報
- (7) 特定の企業・団体等への利益誘導を目的とする情報
- (8) その他、公序良俗に反する一切の情報